

# 山口県報

平成23年  
11月18日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容の要旨及び揭示場所 (森林整備課)	三
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(水産振興課)	三
山陽都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	四
土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	四
公告	四
基本測量の実施(監理課)	五
公共測量の実施(監理課)	五
雑報	五
争議行為の通知	五

### 山口県告示第四百三十六号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十一月十八日から同年十二月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区  
所 在 地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (Nm <sup>3</sup> /時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
四六一二	六〇〇〇	平成二四、一、一〇	平成二四、三、一五	平成二四、三、一七
備考	「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。			
		連 続	二 四 時 間	変 動 な し

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
四六二	七	八〇六
	二〇〇	二〇〇
	五	五
	〇・五	一
	〇・〇五	〇・〇五
	〇・〇五	六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力	処理の方式	使用時間間隔	一日当たり概季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
沈殿槽	ステンレス製	(t/日)	中和	連続	二四時間	変動なし		
好気性排水処理設備	コンクリート製	(m <sup>3</sup> /日)	活性汚泥					(既設)
総合排水処理設備	"	(m <sup>3</sup> /日)	中和・沈殿					

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
沈殿槽	処理前	一三・五	四〇九	七七・五
	処理後	一一	四〇九	
好気性排水処理設備	処理前	"	四一九	六〇一・七
	処理後	"	四一九	
総合排水処理設備	処理前	七・五	二〇	七七・七〇三・三
	処理後	"	二〇	八五・三三七・一

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 10 排水口	No. 8 排水口	No. 7 排水口	No. 6 排水口	No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
							水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	"	八・三	"	七・五	七・二	七・四	通常	最大	通常
"	"	"	"	"	"	九・六	通常	最大	最大
四・二	"	三・一	"	三・五	六・七	一〇・九	通常	最大	通常
二・〇	"	"	四・五	一五	"	二・〇	通常	最大	通常
一三	"	"	七	一八	二二	一五・九	通常	最大	通常
"	"	"	"	"	"	二五	通常	最大	通常
"	"	"	"	"	"	二・五	通常	最大	通常
五・八	"	"	〇・六	〇・六九	一・二	一五	通常	最大	通常
二三	"	"	三	六	五	四八	通常	最大	通常
〇・二三	"	〇・〇六	"	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇五	通常	最大	通常
二七七	"	"	"	〇・二	"	〇・八	通常	最大	通常
七〇三・三	八五二・二二〇	六四八・〇〇〇	九一・二〇〇	二四・七五〇	四四・六一五・九	二八・二三〇・八三五・九四〇・八	通常	最大	通常
八五・三三七・一	八五二・二二〇	六四八・〇〇〇	九一・二〇〇	三三・五二四	四六・七九四		通常	最大	通常

山口県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。  
その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十三年十一月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 通知の内容の要旨

指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
周南市大字須万字堂ノ岡 七八二の一  
保安林として指定された目的  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種の制限  
土砂の流出の防備  
森林所有者又は登記した権利を有する者  
氏名又は名称  
今田マスヨの相続人

山口県告示第四百三十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

二 通知の内容を掲示した場所  
周南市役所

九七一	字下長谷	"
九七一第一	"	"
三三四三の一	字上長谷	"
"	"	"

平成二十三年十一月十八日

山口県知事 二井 関 成

区	域	区	分
浜崎区域 新南陽区域		主として底びき網を使用して営む漁業 主としてぼら囲刺網を使用して営む漁業	

山口県告示第四百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山陽都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年十一月十八日

山口県知事 二 井 関 成

- 一 施行者の名称  
山陽小野田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
山陽都市計画下水道事業山陽小野田市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和五十一年三月十二日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地  
山陽小野田市厚狭一丁目、桜二丁目、桜二丁目、大字厚狭、大字鴨庄、大字郡、大字植生、大字山川及び大字津布田

山口県告示第四百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十三年十一月十八日

山口県知事 二 井 関 成

- 一 区域の名称  
関ヶ浜(一)(1)、関ヶ浜(一)(2)、関ヶ浜(一)(3)、関ヶ浜(一)(4)、関ヶ浜(一)(5)、関ヶ浜(一)(6)、関ヶ浜(一)(7)、関ヶ浜(一)(8)、関ヶ浜(一)(9)、関ヶ浜(一)(10)、関ヶ浜(一)(11)、関ヶ浜(一)(12)、瀬田

- (一) 瀬田(一)(2)、瀬田(一)(3)、瀬田(一)(4)、瀬田(一)(5)、瀬田(一)(6)、瀬田(一)(7)、瀬田(一)(8)、瀬田(一)(9)、瀬田(一)(10)、瀬田(一)(11)、瀬田(一)(12)、瀬田(一)(13)、瀬田(一)(14)、瀬田(一)(15)、瀬田(一)(16)、瀬田(一)(17)、瀬田(一)(18)、瀬田(一)(19)、瀬田(一)(20)、瀬田(一)(21)、瀬田(一)(22)、瀬田(一)(23)、和木(一)(1)、和木(一)(2)、和木(一)(3)

二 区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。

一 区域の名称

- 関ヶ浜(二)(1)、関ヶ浜(二)(2)、関ヶ浜(二)(3)、関ヶ浜(二)(4)、関ヶ浜(二)(5)、瀬田(二)(1)、瀬田(二)(2)、瀬田(二)(3)、瀬田(二)(4)、瀬田(二)(5)、瀬田(二)(6)、瀬田(二)(7)、瀬田(二)(8)、瀬田(二)(9)、瀬田(二)(10)、瀬田(二)(11)、瀬田(二)(12)、瀬田(二)(13)、瀬田(二)(14)、瀬田(二)(15)、瀬田(二)(16)、瀬田(二)(17)、瀬田(二)(18)、瀬田(二)(19)、瀬田(二)(20)、和木(二)(1)、和木(二)(2)

二 区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。

一 区域の名称

- 関ヶ浜(三)(1)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。



(三四〇) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十三年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(ジオイド測量)

二 作業の地域

山口市、岩国市、柳井市、玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町及び平生町

三 作業の期間

平成二十三年十二月一日から平成二十四年二月二十九日まで

(三四一) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十三年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

岩国市及び阿武郡阿武町

三 作業の期間

平成二十三年十月二十日から平成二十四年二月二十九日まで



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十三年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 諸手当の改善の要求に関する件

(三) 年末一時金の要求に関する件

(四) 労働条件の改善の要求に関する件

(五) 増員の要求に関する件

二 日時

平成二十三年十一月十九日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十三年十一月十八日印刷

発行人所

山口県知事庁